

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和39年11月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※		職員数※ (H19. 4. 1現在)	11
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	95円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,879
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	292
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	0.826
資金不足比率 (%)		実質公債費比率※ (%)	15.4 (H19)
		経常収支比率※ (%)	90.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	矢板市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	矢板市長 遠藤 忠
既存計画との関係	矢板市水道事業中期経営計画 平成17年度～平成21年度
公表の方法等	広報「やいた」・ホームページ・市議会全員協議会に説明
基本方針	目標とする「安定供給」・「サービスの向上」・「経営の安定化」に向け、水道事業の直面する諸課題に的確に対応するため、効率的に、市民の視点、長期的視点に立った事業運営を展開する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		24	224	248
	補償金免除額		4	44	48
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		1	120	121

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債		229,524	23,737	223,897	477,158
合 計 (A)		229,524	23,737	223,897	477,158
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		229,524	23,737	223,897	477,158

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債		95,428	765	119,596	215,789
合 計 (A)		95,428	765	119,596	215,789
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		95,428	765	119,596	215,789

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>収入については、ほぼ横ばい状態である。今後も給水人口の大きな増加を見込むことは困難であり、節水意識の高まりなど、水需要の減少に伴い料金収入の確保は厳しさが予想される。</p> <p>一方、支出については、施設の改修や更新が中心であり建設改良費の割合は低下しているものの、減価償却費、企業債元利償還金の合計が5割を超えており、当分高い割合で推移すると見込まれる。これらの支出を経営努力により大幅に圧縮することは困難である一方、安定給水の確保のためには、老朽施設の修理、更新を進めていかなければならないという厳しい財政状況にある。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 資本投下の抑制</p> <p>創設期、拡張期に整備した施設に老朽化が見られ、更新需要が増加することが見込まれるが、長期的視点に立ち、計画的・効率的な改修更新を進める。</p>
	<p>課 題 ② 民間的経営手法等の導入</p> <p>料金収納等の民間委託、土曜日窓口開設の実施等サービスの向上を図ってきたが、徴収方法について再検討し、さらに料金未収金の解消を図る。民間に委ねることにより効率が期待できるものについては、委託を拡大する。</p>
	<p>課 題 ③ 給与水準、定員管理の適正、合理化</p> <p>財政健全化計画、部門統合等により定員の削減を行ってきたが、人事配置の検討、情勢の変化に合わせた見直し、民間委託拡大等によりさらに削減を図る。</p>
	<p>課 題 ④ 維持管理費等サービス供給コストの節減・合理化</p> <p>浄水場運転管理、水源、配水池の一括管理委託により経費を削減してきたが、施設・設備・契約の見直し等さらなる改善はないか検討する。</p>
	<p>課 題 ⑤ 市民サービスの充実</p> <p>部門統合による窓口の一本化、土曜日の窓口開庁等、市民サービスの充実を図ってきたが、さらに水質情報や各種サービス情報等水道事業に関する情報を広報「やいた」・ホームページ等で提供する一方、イベント等を通して市民ニーズを的確に把握し、事業に反映する。</p>
	留意事項

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	99.2	96.7	100.7	97.6	98.3	100.3	104.9	106.0	106.9	107.5	
総収支比率(法適用) (%)	106.0	104.0	107.5	104.1	103.6	105.8	109.9	110.9	111.5	112.2	
経常収支比率(法適用) (%)	106.6	104.4	107.8	104.7	103.9	106.3	110.4	111.5	112.0	112.7	
営業収支比率(法適用) (%)	130.3	126.1	130.4	123.5	123.2	123.7	124.6	124.9	124.6	124.6	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	5.3	5.5	5.1	4.6	3.5	3.2	1.5	1.4	1.4	1.3
	うち基準内繰入金 (%)	2.9	2.8	2.6	2.4	2.3	2.1	1.2	1.3	1.3	1.2
	うち基準外繰入金 (%)	2.4	2.7	2.5	2.2	1.2	1.1	0.3	0.1	0.1	0.1
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	40.2	39.5	14.3	20.3	19.4	13.9	19.7	10.0	19.6	19.6
	うち基準内繰入金 (%)	7.7	10.7	8.9	12.5	12.0	7.8	10.6	5.3	9.8	7.7
	うち基準外繰入金 (%)	32.5	28.8	5.4	7.8	7.4	6.1	9.1	4.7	9.8	11.9
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	H19.4に下水道使用料金を値上げしたため、水道については可能な限り現状の料金を保つことを最大の市民サービスと考える。料金収入については、給水人口の減少等によりやや減収の見込み。
2 他会計繰入金の見込み	事業完了等により減少
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	寺山ダム管理主要設備の更新 資産については、売却予定なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	老朽石綿管の更新(平成27年度完了予定)

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>課題③ 国の新・地方行革指針の集中改革プランを参考にしつつ、矢板市財政健全化計画に寄与すべく、定員適正化計画(H18～27年度)で定めた目標、市全体で34名の削減を目指す。</p> <p>課題③については、民間委託、事務事業・組織機構の見直し、スタッフ制の導入により平成10～17年度までに市全体で38名の減員を行ってきた。水道事業についても、平成14年度に従来の水道事務所・下水道課・農林課所管の農業集落排水事業を統合・再編し、一本化している。事務の一元化、係の統合を行い、平成11年度の数字からでは5名減、29.4%の削減を行っている。平成16年度に1名、平成19年度に1名削減したため、人員については現状を維持する。</p> <p>課題③について、市民の理解と納得の得られるよう社会情勢の変化に合わせた見直しを行い、適正化を引き続き推進する。また、現在水道事業については19年度現在平均年齢45歳11ヶ月となっており、市平均の44歳3ヶ月より高くなっているが、43歳5ヶ月程度まで下げる人事配置を担当課に要望し、基本給で180万円、それに伴う期末勤勉等手当で100万円の事業に係る職員給与費の引き下げを図る。また、平成18年度に国に準じて給与構造改革を実施。地域手当については、支給しておらず、今後も導入の予定はない。</p> <p>課題③ 特殊勤務手当の見直し、55歳昇給停止(55歳に達した職員の昇給停止)、旅費の見直し(日帰り日当の廃止)、管理職手当の一部カット(H10～)、特別職の期末手当削減、俸給表の見直し、寒冷地手当の廃止(H18～)について実施済みであり、引き続き継続する。時間外手当(災害・選挙を除く)については、さらに5%の縮減を図る。</p> <p>課題③ 技能労務職員については、民間委託等により原則退職者の補充をしない。(平成19年度退職により技能労務職員はゼロとなる)</p> <p>課題③ 平成16年度退職特別昇給の廃止。退職手当については、今後も国に準じた取り扱いとする。</p> <p>課題③ 事務服貸与の廃止。福利厚生事業の休止及び縮小。共済組合の負担率に基づき、適正に負担している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>課題④については、平成元年度から浄水場の運転、管理を、平成16年度からは料金収納業務等についても民間委託している。これにより人員、経費とも削減されたが、さらに検討する。</p> <p>課題④について、平成17年度遊休地の売却を行った。今後は老朽化の進む小規模水源施設について統合、休止を検討する。維持管理費については、入札方法の検討(一般指名入札→一般入札)、取水ポンプの能力の適正化、配水区域、電力料金契約の見直し等動力費の削減を図り、値上げの予想される動力費等についても横ばいに留まるよう努める。</p> <p>課題②については、平成16年4月から料金収納業務等を民間委託している。また、委託と同時に土曜日も窓口業務を行い、料金納入、開・閉栓手続きなど、一部窓口処理を可能とし、市民サービスと収納率の向上を図った。今後も市外転出者追跡調査の強化、法的措置手続きの検討、給水停止までの期間の見直しを検討し、収納率年0.5%のアップを図る。課題⑤について、サービス向上の一環とし、料金納入について平成14年12月からコンビニ料金収納システムを導入している。今後も市民ニーズに即したサービスについて検討する。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="radio"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題④料金については、取水ポンプの動力費等コスト削減に努め、引き上げは避ける方向。平成17年度に遊休土地の一部売却、一部については有償貸付を行っている。課題⑤については、サービスを充実することにより市民の水道事業に対する理解を得、料金収納等をよりスムーズにする。 課題② 料金回収率0.5%アップ、年間200万円徴収増のため、市外転出者追跡調査の強化、法的措置手続きの検討、給水停止までの期間（現在4ヶ月→2ヶ月）の見直しを検討する。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="radio"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="radio"/> 行政評価の導入	課題⑤ 経営、水質、各種サービス等の情報を積極的に提供する。 課題⑤の一環として、広報「やいた」・ホームページで随時提供する。 課題⑤ 平成16年度 導入。事務事業評価・施策評価・政策評価をホームページで公開している。
5 その他	課題①については、課題⑤把握した市民ニーズ等も考慮し、資本投下の優先順位等に反映させる。また、他事業との関連を考慮し、事業計画を進める。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題③職員数については、十分な削減を行っていると考え現状維持とするが、平均年齢を45歳11ヶ月（H19現在）から43歳5ヶ月へ約2歳下げるなどの人事配置の工夫をすることにより基本給で180万円、期末勤勉手当で100万円職員給与費の削減を図る。（平成19年度は1名減にもかかわらず300万の減にとどまったのは、平均年齢が43歳8ヶ月から45歳11ヶ月に引き上がったことによる。）手当等についても計画前にかなりの削減を行っているが、さらに時間外勤務手当5%の縮減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	動力費の値上げ等も予想されるが更なる経営効率化のために、課題④入札方法の検討（一般指名入札→一般入札）、取水ポンプの能力の適正化、配水区域、電力料金契約の見直し等動力費の削減をする。また、老朽管主に石綿セメント管更新事業により有収率を向上させる。（年1%、H18 73%→H23 78%） 課題② 市外転出者追跡調査の強化、法的措置手続きの実施、給水停止までの期間（現在4ヶ月→2ヶ月）の見直しなどを含め民間手法を活用し、料金収納率年0.5%向上、年間200万円の増収を目指す。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	課題①資本投下抑制のため、他事業との関連を可能な限り優先し、管更新等の計画を進める。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
②	未収金の徴収対策	93.0	93.3	93.9	95.5	96.3		96.8	97.3	97.8	98.3	98.8	
	改善額	2	6	10	22	28	68	2	4	6	8	10	30
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
③	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	97	108	84	85	90		87	87	84	84	84	
	改善額	-2	-13	11	10	5	11	3	3	6	6	6	24
	給与水準	55	63	49	50	52		48	48	47	47	47	
	改善額	-1	-9	5	4	2	1	4	4	5	5	5	
	その他(期末勤労手当等)	42	45	35	35	38		39	39	37	37	37	
	改善額	-1	-4	6	6	3	10	-1	-1	1	1	1	
	職員給与費(退職手当)												
③	職員数(人)	13	12	12	12	11		11	11	11	11	11	
	増減数(人)		-1			-1	-2						
④	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
④	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	3,134	3,077	3,022	2,955	2,879		2,789	2,689	2,581	2,473	2,363	
	増減		-57	-55	-67	-76		-90	-100	-108	-108	-110	
	計画前5年間改善額 合計						79						改善額 合計 54
	(参考) 補償金免除額												48

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	37	36	36	36	36	36	36	36	36	36
年間総有収水量(千m ³)	4,348	4,169	4,203	4,237	4,157	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
公称施設能力(m ³ /日)	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840
1日最大配水量(m ³ /日)	19,786	18,715	21,372	19,235	19,712	19,764	19,764	19,764	19,764	19,764
最大稼働率(%)	73.7	69.7	79.6	71.7	73.4	73.6	73.6	73.6	73.6	73.6
供給単価(円/m ³)	161.5	162.1	162.0	162.1	164.1	163.1	163.1	163.1	163.1	163.1
給水原価(円/m ³)	162.8	167.7	160.8	166.2	166.9	162.6	155.5	153.8	152.6	151.7

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。